

官報

昭和二十五年三月二十五日

第七回 参議院會議錄第三十二号

昭和二十五年三月二十四日(金曜日)午前
十時三十九分開議

議事日程 第三十号

昭和二十五年三月二十四日

午前十時開議

第一 外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 郡山市に仙台高等裁判所支部設置の請願 (委員長報告)

第四 栃木県小山町に簡易裁判所および検察庁設置の請願 (委員長報告)

第五 秋田県増田町に簡易裁判所設置の請願 (委員長報告)

第六 香川県小豆郡に地方裁判所支部等設置の請願 (委員長報告)

第七 尼崎市に神戸地方裁判所支部および検察庁支部設置の請願 (委員長報告)

第八 山陽本線の宇部市通過に関する請願 (委員長報告)

第九 久美浜港修築に関する請願 (委員長報告)

第一〇 長島信号場を旅客駅に昇格の請願 (委員長報告)

第一 警備消防用揮発油の端配に関する請願 (委員長報告)

第二 博多港の施設利用に関する請願 (委員長報告)

第三 肥薩線列車を旅客列車のみとすること等に関する請願 (委員長報告)

第四 吉野循環線および花倉線乗合自動車路線新設に関する請願 (委員長報告)

第五 誠川、実方入口間市営バス路線延長に関する請願 (委員長報告)

第六 地区機帆船の燃料油増配に関する請願 (委員長報告)

第七 銚子市長崎町に航路標識燈台設置の請願 (委員長報告)

第八 農機具の一部鉄道貨物運賃等割引下げに関する請願 (委員長報告)

第九 佐世保、相浦両駅間に鉄道敷設の請願 (委員長報告)

第二〇 横須賀線を三崎町まで延長の請願 (委員長報告)

第二一 栃木県長倉村、茨城県太子町間に鉄道敷設促進の請願 (委員長報告)

第二二 新潟市に海上保安管区保安庁設置の請願 (委員長報告)

第二三 観光自動車に輸入燃料使用認可に関する請願 (委員長報告)

第二四 日光、足尾両駅間に鉄道敷設の請願 (委員長報告)

第二五 浜松、姫路両駅間の鉄道電化促進に関する請願 (委員長報告)

第二六 高崎線電化に関する請願 (委員長報告)

第二七 伊豆循環鉄道敷設促進に関する請願 (委員長報告)

第二八 瀬戸内海地区の機雷掃海に関する請願 (委員長報告)

第二九 宮城県栗原区検察庁を仙台地方検察庁支部に昇格の陳情 (委員長報告)

第三〇 横須賀線を三崎町まで延長の陳情 (委員長報告)

第三六 瀬戸内海の機雷掃海に関する陳情 (委員長報告)

〇議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る十四日議員から左の質問主意書を提出した。

旧軍事施設、物件地下処理に関する質問主意書(大島農夫雄君提出)

去る十八日議員から左の質問主意書を提出した。

水産物の統制撤廃に関連して統制水産物の売買代金決済の滞滞に対する措置その他に関する質問主意書(青山正一君提出)

前水産庁長官飯山太平君能免に関する質問主意書(青山正一君提出)

去る二十日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国庫出納金等端数計算法案

退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律案

国税規則取締法の一部を改正する法律案

薪炭需給調節特別会計法の廃止等に関する法律案

大蔵委員会に付託

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

運輸委員会に付託

同日本院は、衆議院回付の左の内閣提出案に対する衆議院の修正に同意した旨衆議院に通知した。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律案

建設委員会に付託

昭和二十五年三月三十一日
第三十三回 参議院會議

郵便年金法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律案

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

郵便年金法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案

公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律案

在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書を出した。

在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律案可決報告書

建設委員会に付託

建設委員会に付託

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員 鈴木 順一君

懲罰委員 栗栖 越夫君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 櫻内 辰郎君

懲罰委員 鈴木 順一君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

在外同胞引揚問題 小林 英三君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

在外同胞引揚問題 水久保基作君

に關する特別委員

同日弾劾裁判所事務局長から本院議長宛裁判長鬼丸義典君の辞任による後任として裁判員古島義英君が裁判長に互選され就任した旨の通知書を受領した。

一昨二十二日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

生活保護法案 厚生委員会に付託

国税の延滞金等の特例に關する法律案

災害被害者に対する租税の減免、徴收給予等に關する法律の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

別府国際観光温泉文化都市建設法案 (永田節君外二十一名提出)

同日委員長から左の報告書を提出した。

下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案可決報告書

外務省設置法の一部を改正する法律案修正議決報告書

大蔵委員会請願審査報告書第三号

大蔵委員会請願特別報告第三号

大蔵委員会陳情審査報告書第三号

大蔵委員会請願特別報告第三号

厚生委員会陳情審査報告書第三号

厚生委員会請願特別報告第三号

厚生委員会陳情審査報告書第一号

法務委員会陳情審査報告書第一号

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員岡村文四郎君提出全国農業會等清算事務費に關する質問に對する答弁書

同日各委員会において当選した理事は左の通りである。

内閣委員会

理事 藤井新一君 (城義臣君の補欠)

同 門屋盛一君 (佐々木鹿藏君の補欠)

同 地方行政委員会

同 林屋龜太郎君 (岩木哲夫君の補欠)

同日内閣總理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

(業務局長) 電 田邊 正君

(業務局長) 電 田邊 正君

同日内閣總理大臣から(業務局長)電氣通信事務官田邊正君を第七回国会政府

委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日内閣總理大臣から、左記の者を地方自治委員に任命したので地方自治庁設置法第四條第三項の規定により本院の同意を求めたい旨の要求書を受領した。

記

川崎市長 金刺不二太郎君

横浜市長 小澤二郎君

昨二十三日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法律案

連合国軍人等住宅公社法案

建設委員会に付託

地方自治法案 地方行政委員会に付託

即日これを建設委員会に付託した。

首都建設法案 (井手光治君外三十七名提出)

同日議長は、左の予備審査のための衆議院送付案を建設委員会に付託した。

別府国際観光温泉文化都市建設法案 (永田節君外二十一名提出)

同日議長は、左の議員提出案を大蔵委員会に付託した。

旧軍港市転換法案 (佐々木鹿藏君外二十二名提出)

同日衆議院から左の議案を提出した。

よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

別府国際観光温泉文化都市建設法案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

解散団体財産収入金特別会計法案

保險業法等の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

裁判所職員定員の定員に關する法律の一部を改正する法律案

裁判所法等の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

夏時刻法の一部を改正する法律案

労働委員会に付託

同日参議院から本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

副検事の任命資格の特例に關する法律の一部を改正する法律案

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

厚生年金保險法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

副検事の任命資格の特例に關する法律の一部を改正する法律

開拓者資金融通法の一部を改正する法律

厚生年金保險法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、同院は青木均一君を国家公安委員に任命することを同意した旨の通知書を受領した。

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

旧軍港市転換法案 (佐々木鹿藏君外二十二名提出)

同日委員長から左の報告書を出した。

公認會計士法の一部を改正する法律案修正議決報告書

同日内閣總理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

(刑政長官總務 室主幹) 檢事 關 之君

(檢事局長總務 二課長) 檢事 津田 實君

同日内閣總理大臣から(刑政長官總務 室主幹) 檢事關之君外一名(前議長承認の通り)を第七回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

○議長(佐藤尚武君) これより本日の會議を開きます。

日程第一、外務省設置法の一部を改正する法律案内閣提出を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員長河井彌八君。

(報告報告書は都合により第三十七号末尾に掲載)

外務省設置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和二十五年一月二十六日

内閣總理大臣 吉田 茂

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律

外務省設置法(昭和二十四年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第十二條中「中央連絡協議

出入国管理連絡協議

会」を在外公館等借入金整理準備
審査会」に改める。
第十四條を次のように改める。

第十四條 削除
第十四條の二を削る。

第十七條中 「東北連絡調整事務局 仙台市」を

東北連絡調整事務局
仙台市
に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 中央連絡協議会令（昭和二十四年政令第三百三十二号）は、廃止する。
- 3 出入国の管理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十九号）の一部を次のように改正する。
第五條を次のように改める。
- 4 出入国管理連絡協議会令（昭和二十四年政令第三百二十六号）は、廃止する。

〔河井彌八君登壇、拍手〕

○河井彌八君 外務省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を申し上げます。

この法律案を提出した理由といたしましては、政府は行政機構を簡素化するという一貫した方針の下に、昨年の十一月に閣議を以て、各省各庁において、それに附屬しておるところの審議会等を整理するところの方針を決めたので、その方針に基づきまして外務省設置法の一部を改正するのが本案の提出せられた理由であります。現在外務省には審査会、或いは協議会と申しまし

で、これを設けることに決めたのであります。これが本案の内容の要点であります。

而して委員会におきまして種々質疑を重ねまして明らかにいたしましたことは、この二つの協議会を廃止いたしましたので、その事務の上においてどういふ影響があるかというのを聞きましたところ、それは何ら差支ないといふことである。又東北連絡調整事務局、これを新設いたしましたので、従つて定員或いは経費に増減があるかといふことを聞きましたところ、これも又現在のままの定員及び予算の範囲内において融通ができる、賄いができる、従つてこれは差支ない、こういうことである。そこで只今の趣意に従ひまして、附則において法文の改廃整理をいたしております。

そこで種々問題はありましたが、第一重要点といたしましては、第十四條に對しまして、在外公館等借入金整理準備審査会の規定をここに掲げること、その権限をこの外務省設置法に規定してないといふことはよろしくないといふ意見が三好委員から強く主張されたのであります。これは誠に尤もなことでありまして、基本法である外務省設置法にその審査会を置くべきでありまして、その権限を規定する條文がないといふことはよろしくないといふ考えから、これに對しまして結局修正意見が三好委員から発議されたのであります。これはすでにお手許に差上げてあるのであります。第一、一応読みます。

第十四條を次のように改める。
（在外公館等借入金整理準備審査会）

第十四條 在外公館等借入金整理準備審査会に關しては、在外公館等借入金整理準備審査会令（昭和二十四年法律第七十三号）の定めるところによる。

という修正を提出せられました。これが全員一致の賛成を以て修正を可決いたしました。そして尙その他の條文につきましても全員一致を以て賛成せられたのであります。この修正の点は一見突如と明瞭な事柄でありまして、これがなくとも法律上の効果には異同はありません。併しながら近來法律の制定において非常に複雑になつて來た虞れがあるのであります。甚だこれは分りにくい場合があるのであります。従ひまして、かような修正を加へましてすつきりして、はつきり分るような法制を作るといふことが大切なことであると考えまして、この修正に極めて重要な意義を持つて、又將來に對しまして行へべき立法者の心得べき点を明示しておるものと考える次第であります。

質疑応答のうちには、東北連絡調整事務局を設ける意味はどうかといふようなこともありました。これは連合軍との關係を十分に緊密にする必要があるといふ政府の答へを了承いたしました次第であります。又終戦以來不正入国者の状況又その国籍、経路或いはこれに對する取締の状況、更に進んでは秘密貿易の實體などについての質問等もありましたが、これは速記録に譲ることといたします。かような次第でありまして、本案に對しましては修正を付しまして可決すべきものと決定をいたしました。

尙一言附加えて申上げて置きたいのは、これは將來の先例になることがあつても考えますから、これを申上げて置きます。それは外務省設置法の一部を改正する法律案の正誤を加へた点であります。その正誤といたしましては、「第五條を削る。」といふその條文をば、

第五條を次のように改める。

第五條 削除

こういふことに改めたのであります。これは内容においては何ら相違がないのでありますけれども、これにはその理由があるのであります。それは出入国の管理に関する政令即ち昭和二十四年政令第二百九十九号であります。これが本年の二月二十八日にその一部が改正せられたのであります。この改正前は五ヶ條の條文からできておつた政令でありまして、この設置法案の附則の第三項で以てその末條の第五條を削るがために「第五條を削る」といふ形をとつてあるのであります。この設置法案が今回の国会に提出せられて後、即ち二月二十八日にポツダム政令の第二百四十四号を以てその政令の一部が改正せられることになりまして、第五條の次に四ヶ條が加へられることになつたのであります。でありますから、この設置法案の原案の通り「第五條を削る」として置きますときには、その政令は第五條といふ條文が全くなくなつてしまひ、不体面なものになるのでありますから、「第五條削除」として、五條のあつた形だけを残して置くといふことに正誤をしたのであります。これも又本件上におきましては、さしたる影響はないのであります。従ひ

ましてそのまゝ置いてもよろしい、或いはこれを修正してもよろしい、それから更に又正誤という形をとつてもよろしいという見解が出たのでありますが、これは政府ともよく協議いたしまして、政府から第五條削除という形を以て正誤をするということを委員会において同意いたしましたからであります。これは将来の取扱の上において、或る機会には先例となることであろうと考えますから、特に附け加えて御報告をいたす次第であります。これを以て報告を終ります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することと賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立者多数〕
○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

右
国会に提出する。
昭和二十五年二月二十三日
内閣総理大臣 吉田 茂
〔審査報告書は都合により第三十七号末尾に掲載〕
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
案
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律
案
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和二十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。
別表第四表名称の欄中「飯肥簡易裁判所」を「日南簡易裁判所」に、同

表所在地の欄中「宮崎県南那珂郡飯肥町」を「日南市」に、「北海道枝幸郡中頓別村」を「北海道枝幸郡中頓別町」に改める。
別表第五表川口簡易裁判所の管轄区域の欄中「谷塚町 草加町 新田村」並びに同表大宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「春日部町」及び「武里村」を削り、同表久喜簡易裁判所の管轄区域の欄中「日勝村」を「日勝村須賀村」に、「栗橋町」を「栗橋町 静村 豊田村」に改める。
同表越ヶ谷簡易裁判所の項を次のように改める。

越ヶ谷

埼玉県の内
南埼玉郡の内
越ヶ谷町 大沢町 蒲生村 出羽村 増林村 新方村 大相模村 桜井村 大妻村 萩島村 潮止村 八幡村 八條村 川柳村 百間村 春日部町 武里村
北葛飾郡の内
吉川町 三輪野江村 彦成村 早稲田村 旭村 東和村 松伏領村 金杉村 杉戸町 田宮村 堤郷村 高野村 幸松村 豊野村 宝珠花村 桜井村 富多村 南桜井村 川辺村 八代村 豊岡村
北足立郡の内
谷塚町 草加町 新田村

同表熊谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「忍町」を削り、「熊谷市」を熊谷市 行田市に改め、同表市川簡易裁判所の管轄区域の欄中「大柏村」を削り、同表土浦簡易裁判所の管轄区域の欄中「小田村」を「小田村 谷原村 十和村」に改め、同表龍ヶ崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「瑞穂村」を「瑞穂村 源清田村」に改め、同表下妻簡易裁判所の管轄区域の欄中「十和村」を削り、同表前橋簡易裁判所の項を次のように改める。

群馬県の内
前橋市
勢多郡の内
上川淵村 下川淵村 木瀬村 南橋村 富士見村 芳賀村 桂窪村 大胡町 宮城村 荒砥村 粕川村 横野村 北橋村

前橋

群馬県の内
群馬郡の内
総社町 元総社村 東村 国府村
北群馬郡の内
澁川町 豊秋村 古巻村 駒寄村 明治村 桃井村 伊香保町 金島村 小野上村 長尾村 白郷井村

同表甲府簡易裁判所の管轄区域の欄中「池田村」を削り、同表屋代簡易裁判所の管轄区域の欄中「上山田村」を「上山田町」に改め、同表京都市簡易裁判所の管轄区域の欄中「愛宕郡」及び右京簡易裁判所の管轄区域の欄中「萬野郡」を削り、同表藤原簡易裁判所の管轄区域の欄中「住吉村」を「住吉村 本山村 本庄村」に改め、同表西宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「本山村 本庄村」を削り、同表岡崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「岡崎村」を削り、同表武生簡易裁判所の管轄区域の欄中「吉野村」及び同表金沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「能美郡」を削り、同表小松簡易裁判所の項を次のように改める。

小松

石川県の内
小松市 江沼郡 能美郡

同表尾道簡易裁判所の管轄区域の欄中「下川辺村」を削り、同表山口簡易裁判所の管轄区域の欄中「阿知須町」を「阿知須町 小郡町」に、同表徳山簡易裁判所の管轄区域の欄中「米川村」を「米川村 富田町 福川町」に、同表玉野簡易裁判所の管轄区域の欄中「鉢立村」を「鉢立村 灘崎町」に改め、同表尾道簡易裁判所の管轄区域の欄中「灘崎町」を削り、同表林野簡易裁判所の管轄区域の欄中「湯郷村」を「湯郷町」に、同表久留米簡易裁判所の管轄区域の欄中「荒木村」を「荒木町」に、同表小城簡易裁判所の管轄区域の欄中「北多久村」を「北多久町」に、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「黒瀬町」を「大島町」に、同表島原簡易裁判所の管轄区域の欄中「愛野村」を「愛野町」に、

同表有川簡易裁判所の管轄区域の欄中「平村」を「平町」に改め、同表大分簡易裁判所、別府簡易裁判所、杵築簡易裁判所、三重簡易裁判所及び佐伯簡易裁判所の項を次のように改める。

大分	大分県の内 大分市 大分郡 北海郡の内 大在村 佐賀屋町 一尺屋村 神崎村 坂ノ市町
別府	大分県の内 別府市
杵築	大分県の内 速見郡 東国東郡の内 奈符江村
三重	大分県の内 大野郡
佐伯	大分県の内 佐伯市 南海郡

同表加世田簡易裁判所の管轄区域の欄中「枕崎町」を削り、「鹿児島県の内」を「鹿児島県の内」に改め、同表飯肥簡易裁判所の項を次のように改める。

〔宮城タマヨ君登壇、拍手〕

○宮城タマヨ君 只今上程になりました下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会におきます審議の結果、経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ずこの法律案の内容について御説明申し上げますと、第一点として、土地の状況及び交通の便宜等の関係から簡易裁判所の管轄区域を変更しようとするものであつて、これには川口簡易裁判所管内の埼玉県北足立郡谷塚町、草加町及び新田村並びに大宮簡易裁判所

管内の埼玉県南埼玉郡春日部町及び北里村を越ヶ谷簡易裁判所の管轄に変更する外、久喜簡易裁判所、下妻簡易裁判所、土浦簡易裁判所、西宮簡易裁判所、龍岡簡易裁判所、児島簡易裁判所、玉野簡易裁判所の管轄につき、地元関係者の意向をも鑑み、適宜管轄区域を変更しようとするものでございます。

第二点は、裁判所の管轄区域の基準となつた市町村名その他行政区画の変更により、簡易裁判所の管轄区域として表示されている市町村名等を訂正するものであつて、これは三十四の簡易裁判所の管轄区域に亘つております。第三点は、簡易裁判所の所在地の名

称の変更に伴う裁判所の名称の変更であつて、これは宮崎県の飯肥簡易裁判所を日南簡易裁判所と改称しようとするものであります。

〔議長退席、副議長登壇〕
委員会におきましては慎重審議いたしました。各委員より適切な質疑が行われましたが、詳細は速記録によりまして御了承願ふことといたします。討論は省略の上採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）
○副議長（松嶋喜作君） 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいた

日 宮崎県の内
日南市 南那珂郡

同表富島簡易裁判所の管轄区域の欄中「西臼杵郡の内」を削り、「西郷村」を「西郷村」に改め、同表高千穂簡易裁判所の項を次のように改める。

高千穂	宮崎県の内 西臼杵郡
臨町	徳島県の内 美馬郡 麻植郡の内 木更平村

同表徳島池田簡易裁判所の管轄区域の欄中「美馬郡の内」を削り、「西郷村」を「西郷村」に改め、同表徳島簡易裁判所の管轄区域の欄中「新字佐村」を「新居村」に改め、同表徳島簡易裁判所の管轄区域の欄中「奥津村」を「奥津村」に改める。

附則
1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。
2 この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

します。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。（総員起立）

○副議長（松嶋喜作君） 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

〔田中利勝君登壇、拍手〕
○田中利勝君 私は産業政策と価格政策並びに失業対策と賃金対策の四点について、簡単に政府に対して伺ひたいします。

戦後の日本経済の上に大きな転換をもたらしつつあるドッジ・ラインが、インフレを収束せしめると共に、価格機構を通じて資本主義的経済合理化の

回復の上に日本経済を再編成するといふ目標は、御承知の通りであると思ふのであります。そうしてそれは他方において三百六十圓の單一為替レートの設定により国内価格と国際価格との比較の基準が與えられて、今までの温室経済の日本経済は、自由競争の激しい国際経済に参加することになったのであります。従つてできるだけ輸出貿易を増進して日本経済の自立を促進するためには、戦後のインフレ下における採算を無視したるがごとき不健全なる企業の合理化を強行せざるを得ないのであります。同時にそれを通じて国内価格を国際価格に調整せしめて、日本商品をして国際市場において外国商品と十分競争できるようにしなければならぬのであります。ところで、ドッジ・ラインは、経済合理性の貫徹の一環として低物価政策の維持のために、いわゆる安定物資に対して支出していたところの多額の補助金の削減乃至全廃を行なつて来たのであります。二十五年度において更に削減されたところの鉄鋼、肥料、ソーダの諸産業の補助金が大幅に削減或いは全廃されることになったのであります。これらの産業は重大な転機に立つに至つたのであります。而もその結果において、一般に統制経済から自由経済への移行と相俟つて、これらの重化学工業の補助金が撤廃されて、自由価格の形成のみに委ねられた場合においては、日本経済の産業構造と産業水準の上に重大な影響を及ぼすことが懸念されるのであります。日本経済の自立体制の確立のためには、アジア貿易の大勢から考へてみましても、眼前におけるがごとき機難

工業中心から今後においては重化学工業中心に切換えられて行くことが、我が国において必要な産業構造の在り方と言ねばならぬのであります。従つて金属、機械、化学等の重化学工業製品価格が十分国際競争力に堪へ得るものでなければならぬのであります。二十五年度の鉄鋼補助金を考えますと、七月から鋼材補助金は撤廃され、鉄鋼補助金は三分の二に削減され、鉄鋼は三割、鋼材は五割乃至七割の値上りとなるのであります。今仮に補助金の全廃された場合を考えてみますならば、鉄鋼の国内価格は二万一千二百五十九圓となり、国際価格の一萬六千五百六十圓に比して二・八・五を示し、普通鋼鋼材も国内価格の二万九千四百五十八圓、国際価格二万六千五百九十三圓となり、その比率は一・一・〇を示し、日本製品は米英製品に比して一・二割の割高となるのであります。その結果は、鉄鋼は勿論のこと、これを使用する造船、機械等の産業は外国製品に圧倒されて衰退せざるを得ないという苦境に陥るのであります。又ソーダ工業において見ましても、九月までに補助金は八億圓支出され、原料塩に対する補助金は廃止されることになつておりますが、補助金がなくつた場合、ソーダ灰トン当り三千八百七十八圓、約二割の値上りとなるのであります。尚、現行輸入塩価格トン当り八千四百圓として、日米のソーダ灰生産費を比較しますならば、日本製品二万七千七百五十八圓に對してアメリカ製品が一萬六千八百八十四圓という大きな開きがあり、日本製品の生産費のうち工業塩の占める割合は

五・五となつておるのであります。かようにソーダ工業も国際価格に比して割高であるならば、機械、染料等の関連産業の不振を招かざるを得ないのであります。従つてこの矛盾を解決するためには、今までの單なる価格面における補助金に代つて、国民経済の全体の立場から見て必要な産業を維持するための補助金が交付される必要があると思ふのであります。併しそれは飽くまでも企業の生産設備の近代化、労働生産性の向上のために役立つものでなければならぬのであります。更に日本の産業構造の上において中小企業の占める比重が圧倒的に大きいことがその特質であることは言うまでもありません。而もこれらの中小企業の多くのものが重税と資金難のために倒壊の危機に瀕しておるのであります。二十五年度においても、ドッジ予算による一千二百億圓の巨額の債務償還費は、それだけ国民の購買力を強制的に吸上げる半面、その多額の資金は大産業にのみ利用されて、中小企業を潤おすことが今日ないのであります。政府がこのためにとつておる措置としての見返資金及び預金部資金の中小企業への一部放出も、今日の中小企業が直面しておる金詰りを緩和するためには余りにも少額と言ねばならぬのであります。他方我が国の中小企業は、その大部分が大企業の下請負工場であるか或いは間接資本に隷屬するという立場に立つておるのであります。大企業は急にこれらの中小企業の犠牲の上に寄生して発展し、而も日本経済の生産力全体から見ますならば中小企業が重要な役割を果しておるということを忘

れてはならないのであります。して見ますならば、経済合理化的の過程を通して、日本経済の重要な支柱としてのこの中小企業の地位を正當に認識して、これが保護助成のために政府は積極的な措置を講ずべきものと思ふのであります。以上述べましたごとく、国際価格との比較における重要産業の価格政策の矛盾を如何にして打開するか。その一つの方法として補助金に代る助成金の交付を考えておられるかどうか。更に国内価格の政策を見ますならば、公定価格と自由価格とが並存しておるのを積み上げて決定されるに對しまし、自由価格は市場における需給關係において決定されるのであります。従つて価格形成において根本的に相對立する公定価格と自由価格との矛盾が国内産業に反映し、生産に対する障害となりつつあるのであります。この矛盾を如何に解決するお考えであるか。又大企業のために中小企業を犠牲に供することなく、中小企業の近代化による発展を図るために、政府は如何なる一貫した産業政策を考えておられるか、以上産業政策と価格政策について青木安本長官の御答弁を伺ひたいのであります。

第二に、鈴木労働大臣に対して失業対策と賃金対策とについて簡単に尋ねたいのであります。超均衡予算に伴う行政整理並びに企業合理化に伴う企業整備の結果、すでに多数の失業者の出血を見ておるのであります。今年に入つても農村は新たに二百万の過剰人口を抱へ込んでおるといわれておるのであります。他方失業保険金の受給期間満了に達する者があります。更にデフレーション下における雇傭不振により就業の困難が加重されておる、失業問題は重大な社会問題として深刻な様相を帯びて参つておるのであります。特に日本の失業の特質として、一般に就業者の賃金が低いために貯蓄などによる生活の余裕がないこと、失業保険を含めての社会保障制度が未だ完備していないことを考慮いたしますならば、失業者は家族制度の下に寄生するか、或いは農村や中小企業の中に半失業の形で寄生するかという特殊な状態にあると申さなければならぬのであります。従つて我が国では失業状態が完全失業者の形を以て現われることは少いのであります。その背後には多数の潜在失業者が存在することを無視することはできないのであります。最近の統計資料によりますれば、完全失業者は大体五十万内外と見られております。而も失業者の増加率は二十三年十月以降特に目立つておるといふことは、経済安定化の進行につれて失業者の出血が見られることを物語るのであります。この完全失業者五十万人の外に潜在失業者を含めますならば我が国の失業者総数は約五百万人と推定されておるのであります。他方公共職業安定所における就業状況を見ますと、二十四年九月には求職者三十一万に對して求人十八万、そのうち就職した者は僅かに六万人に過ぎないという割合で、就職難が如何に深刻化しつつあるかということが窺えるのであります。鈴木労働大臣もすでに昨年の十月に失業者発生の上は今年

月であらうと言明されたのであります。ところで、政府はこの深刻な失業問題に対して果して真剣な考慮を拂われているかどうか、又如何なる具体的対策の用意があるか、お伺いしたいのであります。二十五年度予算を見ますれば、失業保険関係四十六億、緊急失業対策関係四十億、これを合計して失業対策費としては僅かに八十六億を計上しているに過ぎないのであります。これによつては、政府計算によりましては辛うじて五十万人程度の失業者救済しかできないのであります。又公共事業費は当初一千二百億が九百九十億に削減されているのであります。これによつて実際に吸収し得る失業者数をどう見込んでおられるか、お伺いしたいのであります。この外、職業紹介補導に必要な経費として約十二億計上されているが、特に今日の失業状況を考慮すれば、公共職業安定所の増設及びこれに伴う経費の追加計上を必要と考えるのであります。政府はその意思ありや否や、お伺いしたいのであります。更に失業問題を積極的に解決するためには、見返資金等の利用により新規事業を起して就業の機会を與えることが必要と思ひますが、この点について政府は如何なる事業計画により、どの程度の失業者吸収人員を見込んでおられるか、お尋ねしたいのであります。

次に政府は企業合理化の基礎として、低賃金政策を堅持しておるのであります。国鉄並びに一般公務員の正当な給與ベースの改訂を今日尙拒否しておるのであります。而も他方において雇大な失業者の存在は、産業予備軍と

して、就業者の労働条件の悪化並びに低賃金を一層助長する役割を果しておるのであります。勤労者は二重の犠牲と負担の下に苦しんでおるのであります。即ち日本経済の資本家的再建方式は、中小企業の犠牲の上に大企業が国家資金によつて保護されているばかりでなく、企業合理化の過程において、生産設備の更新や新技術の導入による労働生産性の向上が図られず、最も安易な首切り、労働強化、低賃金という勤労者の犠牲を強要しておるのであります。従つてその結果はいわゆるソシアル・ダンピングの方向に必然的に追込まざるを得ないのであります。すでに日本の繊維製品に対してはダンピング税が課せられるということが新聞に報道されておるのであります。が、この点について鈴木労働大臣は日本の低賃金政策について如何なるお考えであるか。又インフレの安定に伴い、やがて最低賃金制の実施を見るものと考えられるのであります。この制度は本来賃金が不当に引下げられることを防止されるものであります。ことは言までもありません。併し現在の賃金水準そのものが不当に低く引下げられておることからして、将来その上に立つて最低賃金制が行われますならば、最も劣悪なる賃金水準が標準化され、固定化される虞れがあると思ひのであります。その意味において現在の低賃金と将来の最低賃金制との関連をどう考えておられるか。同時に勤労者の生活安定との関係において賃金政策一般についてどう御見解をお持ちおられるか、お伺いしたいのであります。鈴木労働大臣に対して失業対策

と賃金対策についてその明快なる御説明をお願いしたいのであります。(拍手)

○国務大臣(青木義彦) 只今の田中議員の御質問にお答え申し上げます。我が国の産業構造と物価政策についての御質問と存じます。只今お言葉のように、日本経済自立のためには貿易の振興、殊に輸出振興ということは緊急かつ重要でございますが、この点はお言葉の通り、又この輸出振興をさせる場合におきましても、海外殊に後進諸国の工業化傾向であるとか、或いは輸出品の附加価値率とか、そういう問題をも勘案しながら我が国の産業構造というものを考えなければならぬと思ひのであります。而して現在の我が国の軽工業重点主義から重工業に重点を移して行くというその移行過程というものを如何に取計らうて行くかということが極めて重要ではないかと存するのであります。ただ、このような切替が漸進的に行われるものでございまして、切替の過程においては軽工業特に繊維工業や雑貨工業が相当なウェイトを占めていることは十分考えられるのであります。このような業種なから一部大企業を除きまして、いずれも中小企業であります。その外にも機械とか或いは金属、陶磁器であるとか、農水産加工品等の各業種に亘りまして、多数の中小企業が存在いたしております。これらは我が国の産業、労働、社会事情等から見まして、半恒久的に存続する重要な生産分野と考えられるし、その意味におきまして、企業

致であるとか、従業員数であるとか、或いは輸出高等におきまして、全国産業の六割以上を占めております。中小企業、これは財政、金融の面からは勿論のこと、経営の協同組合化であるとか、或いは又技術の改善振興等についても十分なる対策を講ずることが必要でございまして、政府はその点について十分努力をいたしておる次第でございます。

尙、輸出を振興するために、特に将来我が国産業構造の機軸となり得る重化学工業の輸出を進捗させるためには、二つの条件が考えられるのであります。一つは十分なる国際競争力を持つこと、他の一つは十分なる国内及び海外市場が存在するというものであります。第一の国際競争力をもつと強くなるという点のためには、特に製品の品質とコストが国際競争に堪え得るものであるかどうか、堪え得なければならぬということ、従つて品質については、我が国の技術が欧米の技術に比べまして、先進国の技術に比べまして、平均十五年も或いは二十年も遅れておると言われておる点から考えましても、輸入原材料の品質をよくすることの他に、技術の早急の改善であるとか或いは設備の近代化等が勿論必要であります。その意味におきまして外国技術の導入を促進することは緊急の要件でありますから、政府はこのために外資の導入を促進する、この点については特に法的措置を急ぎつつある次第であります。それからコストについては、我が国の重化学工業は特に従来の低物価政策の狙いから、補給金の支出によりまして低位に置かれておりました。

た。併しながら其の国際競争をして行きますためには、従来見られた価格差補給金の交付による不自然な機能を除くことが必要でありまして、政府はこの見地から国内価格の国際価格への調整を図つて、他方この租税負担の軽減というような意図をも加えまして、補給金を削減することとした次第であります。併し補給金の削減に当りましては、企業に急激な打撃を與えないよう、その合理化の進捗度合等を見まして段階的に削減する方針をとつておるのであります。尙、合理化を進めるに当りましては、輸入原材料のコストを引下げること、特に御承知の通り塩結炭であるとか、鉄鉱石であるとか、或いは工業塩等が緊要でございしますが、それらの原材料については輸入先の変更、例えば開採地であるとか近海塩などを邦船によりまして輸入するについて特に政府としても只今盡力をいたしておる次第であります。その結果相当のコストの引下が可能となるものと信じております。又市場の拡大につきましては、国内的には多額の公共事業費であるとか或いは見返資金によりまして、私企業への投資等も予定いたしまして、対外的には東南アジア等に対する輸出振興、特に米国の後進国開発援助計画への考慮をいたし、目下これについても努力をいたしておる次第であります。要するに重化学工業に逐次重点を移行するという点、これを考えますと、現在の物価政策とは恐らく背反しないというように信じておりますし、政府といたしましては、その方向に向つて種々の点から努力をして参る所存でございします。(拍手)

尙、輸出を振興するために、特に将来我が国産業構造の機軸となり得る重化学工業の輸出を進捗させるためには、二つの条件が考えられるのであります。一つは十分なる国際競争力を持つこと、他の一つは十分なる国内及び海外市場が存在するというものであります。第一の国際競争力をもつと強くなるという点のためには、特に製品の品質とコストが国際競争に堪え得るものであるかどうか、堪え得なければならぬということ、従つて品質については、我が国の技術が欧米の技術に比べまして、先進国の技術に比べまして、平均十五年も或いは二十年も遅れておると言われておる点から考えましても、輸入原材料の品質をよくすることの他に、技術の早急の改善であるとか或いは設備の近代化等が勿論必要であります。その意味におきまして外国技術の導入を促進することは緊急の要件でありますから、政府はこのために外資の導入を促進する、この点については特に法的措置を急ぎつつある次第であります。それからコストについては、我が国の重化学工業は特に従来の低物価政策の狙いから、補給金の支出によりまして低位に置かれておりました。

〔國務大臣鈴木正文君登壇、拍手〕
○國務大臣(鈴木正文君) 失業対策の方からお答えいたします。

御質問の中に挙げられておりましたように、やはり失業対策の根本をなすものは一般的な財政経済政策であり、その中でどれくらいの新しい雇用が二十五年度に生れて来るかという問題が中心をなすわけでありまして、この点に關しましては、二十四年度においてそういった意味の新しい雇用が四十万と推定されておりますが、大体その通りの経過を辿ると見ております。二十五年度におきましては、一方においてそういう意味の離職者が国民経済の中で相当出て来るけれども、新しい雇用というものは無論あるものでありまして、政府が現在計画しておるところの経済政策が遂行されるに連れて八十万の新しい雇用が生れるものと考へております。

次に公共事業計画につきましては、昨年度約五百億円で、年間毎日五十万人前後が就労しておつたのでありまして、従つて一千億近い公共事業……物価の關係も多少ございますけれども、大体この關係においては二十四年度の倍、百万前後の就労、従つて新たにこの面から生れて来るところの雇用者の数は、二十四年度の五十万を差引いて五十万前後が新たに生れて来るものと推定いたしております。それからもう一つ御質問の中にありました見返資金關係でどのくらいの雇用が生れて来るかという点でございますが、この点につきましては二十万乃至三十万の新らしい雇用が生れて来る。そういう見通しが十分成立つておるのでございま

す。併しながらこれは二十五年度の終りまでに出来たものでありまして、その間に時間的のズレがある、それをどうするかという問題が緊急な失業対策及び公共事業の問題でありまして、この点につきましては、二十五年度は四十億の緊急失業対策費並びに、これはまだ決定ではありませんけれども、これを強化するために地方起債を或る程度認めるという新しい方式をとりたいと目下検討中でありまして、それと同時に、公共事業と密接な結び付きをして、そうして有効にやつて行く、このために建設省、安本、労働省の間に事務的に緊密な連絡を図つて、例年公共事業が遅れるという欠点を是正して、来年度は急速に公共事業を出して行く、それに労働省の只今申しました緊急失業対策を密接に結び付けて行く、こういう考へをとおつておるのでありまして、これらをすべて総合いたしますと、大抵二百二十万前後の新しい雇用若しくは失業保険によつての吸収というものが成立つという計算ができております。勿論戦後のこういう大きな転換期における失業対策はなかなか完璧には参りませんけれども、これらの方針を強力に推し進め、そうして政府の経済政策が既定のコースに進められて参りましたならば、失業問題を本年一杯支えて置いて、そうして大きな配置転換の形においてやがて完成し得るというレベルは敷き得ると、こう考へておるのであります。

尚、次に職業安定所の件につきましては御質問がありました、職業安定所は現在四百十五、それから出張所が百あります。情勢に鑑みまして二十五年度には新しく二百箇所巡回安定所を新設するという計画を立てて、その予算の裏付けもでき上つております。し、又安定行政の強化を図るために、それらの経費というものが殆んど二十四年度の償還に計上されております。人員も新しくこの關係におきましては相当数の定員を増加いたしまして、別の方で勿論圧縮するのであります。この方面に強力な行政を展開しよう、こういうふうに考へておる次第でございます。

それから貸金問題、これはもはや日本質金問題は安定への線に向つて急速に進みつつある段階と考へております。不当に低い貸金がこういう際に出現するといふ情勢に對しましては嚴重な警戒を以て臨んでおります。それから最低賃金制、この問題は近く審議會を設けて慎重に検討する段階に至つております。御指摘のような最悪賃金の形においてこれを實現しようといふふうな考へを勿論論議しておるわけではございませんからして、附加えてお答え申上げて置きます。(諸外國はそれを認めない)と呼ぶ者あり)

〔千葉信君發言の許可を求む〕
○副議長(松嶋嘉作君) 千葉信君。
○千葉信君 本員はこの際、簡易保険郵便年金積立金の運用問題に關して緊急質問をすることの動議を提出いたします。

○鈴木重人君 本員は只今の千葉君の動議に賛成いたします。
○副議長(松嶋嘉作君) 千葉君の動議に御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(松嶋嘉作君) 御異議ないと認めます。よつてこれより發言を許します。千葉信君。

〔千葉信君登壇、拍手〕
○千葉信君 簡易保険郵便年金積立金の運用に關する問題は刻下の非常に緊急な問題でございますので、關係各大臣に御質問申上げる次第でございます。

簡易保険、郵便年金の積立金は、戦時中より引続き大蔵省預金部において運用せられて参つたのでございまして、これを事業所管省であるところの郵政省に復元すべきであるという意見につきましては、第一国会以来慎重検討の結果、その主張が正当且つ必要であるばかりでなく、これを実行に移しても何ら差支ないという結論に到達いたしました。第五国会において衆参兩院共全会一致を以て政府に對し急進善処方を要する決議を遂行いたしましたことは、諸君すでに御承知の通りでございます。その後政府は、昭和二十四年の九月十六日、閣議を以て国会の決議を政府の方針となすことを決定し、關係筋に對して簡易保険郵便年金積立金の運用を郵政省に復元するよう折衝中であるといふことでございまして、最近の新聞によりますと、三月七日附の日本経済新聞或いは三月九日附の夕刊中外等によりますと、本問題に關し、大蔵省と郵政省の兩者の間に對立を來たして、問題の解決を逆転せしめつつある旨の記事を見るに及びまして、突に奇異なる感を抱いた次第でございます。報道が事実とすれば、閣内不統一を暴露するのみならず、国会の決議を無視する態度であり、斯くて

過し得ないところでございます。以下伝えられる大蔵、郵政兩省の對立原因と見られる点を指摘して、主幹大臣の答弁を求める次第でございます。

簡易年金積立金の運用を郵政省に返還することに対する大蔵事務當局の反對理由といたしましては、預金部の赤字の問題、政府資金の統一の問題に分けて考へることができるとのことでございまして、預金部の赤字の問題につきましては、二十五年度預金部予算によりまして三億二千万円の赤字を計上してゐるのでございまして、この場合簡易年金の運用権を郵政省に返還するときとは、簡易資金運用による利鞘を失ふことになり、それだけ預金部が赤字を増大して困るという模様がございまして、この問題は更に二つに分けて考察する必要があるものでございまして、その第一は独立採算上の問題であり、その第二は預金部予算案作成当時と現在とは事情が變化しつつある事実でございます。

御承知のように、独立採算の問題は、政府關係の各種事業につき、その責任の明確化と事業の特殊性の發揮を狙つた点にある。従つて預金部の經理上の都合から簡易年金の当然獲得すべき利子収入を擲取するといふことは許さるべき性質の問題であるかどうかが、郵政省としては資金を成るべく有利に運用し、その利益を九千万契約者に還元すべき法律上の義務があるものであるから、当然簡保で得べき利益を預金部の穴埋めに使用することは、九千万契約者に対するその利益の侵害という結論になるものでございまして、次に注目すべき点は、預金部の予算編成

当時と現在とは投資分野に大なる情勢の変化が起つておるといふこととございませう。成程二百億程度の余裕金を抱えて投資の制限のために手も足も出なかつた当時でありましては、預金部に赤字が生ずる見込であつたでございませう。併しその後、三分五厘の低利国債三百五十億の償還、八分九厘の事業債四百五十億、八分五厘の金融債二百九十五億の放資、更に六分二厘から六分九厘の市中銀行預託制度の出現がほぼ決定した模様でございませうから、当時懸念いたしました赤字は解消する月算が立つに至つておる筈でございませう。預金部資金の運用分野を従来の狭い枠から解放して産業資金供給をなすといふことは異論のないところでございませうが、更に赤字の懸念の解消いたしました今日、一步を進めて、預金部の投資分野拡張に盡したと同様の努力を簡便年金運用再開の懇請に拂うといふフェアプレーの態度をとることが大いに期待されるのでございませう。併しながら伝へ聞くとともに、よりましと事実とは逆であるといふ。即ち簡便の運用権を預金部に引留めて置くために、その筋の公正なる判断を惑わすことが言動をなすつとあるといふことが伝へられておるのでございませう。

次に、大蔵当局により挙げられる政府資金の統一的管理運用の問題でございませうが、預金部が政府資金を独占しなければ財政金融政策の適正が期せられない、こういうことは到底我々の納得できないところでございませう。大蔵当局は口を開けば国家資金統一を云々いたします。これは戦時中の国家資金一元論の形式的理論でございまして、この点については第五国会における再開要請の決議に際しましては触れておるところでございませう。郵政省と財政当局である大蔵省が密接に連絡協調することによりまして、金融主管庁の方針に反する運用が行われるといふことは毛頭ないのでございませう。金融行政の統一保持のために現状維持を主張するがごときは、反対のための口実に過ぎないと思はざるを得ないのでございませう。簡便保険の運用再開問題に対する全国的な切実な要請に對し耳を藉さないで、郵政省は單に契約募集のみをすれば事足りるとし、資金運用については大蔵省に一任すべきであるといふがごとき虫のよい馬鹿げた優越感に浸り或いは地方公共団体に対する資金供給を独占して、その権力的地位の維持に汲々たるものが本問題の解決を妨げておるとすれば、我々としては断じてこれ又黙過し得ないところでございませう。以上の理由から、総理大臣、大蔵大臣、郵政大臣の責任ある答弁を要求いたします。先ず総理大臣にお尋ねいたします。本問題に関する先の国会の決議を尊重して、閣議を以て決定されましたこの政府の方針を今ここで再確認する意味から、明確なる答弁をお願いいたします。閣議決定を政府は飽くまでも守つて行き、国会の決議を尊重する。この点についての総理大臣の御答弁をお願いいたす次第でございませう。次に郵政大臣にお伺いいたします。本問題に關し閣僚筋に折衝を行なつたその折衝の経過を承わりたい。特に二月中旬におけるところのいわゆる四者会談なるもの、関係筋と郵政、大蔵当局並びに国会議員の代表という形に

おいて、この四者会談が開かれたといふこととございませうが、その席上においてその筋から次のような発言があつた。来年度の予算の中に郵政省において運用するといふ予算が削減せられておる状態であれば、この段階ではこの問題は従来のような状態において行われるべきである、こういう発言のために、この途端に問題の解決が非常に逆転したといふこの事実、果して郵政大臣として認めになるかどうか、この点について御答弁をお願いいたします。次に大蔵大臣にお尋ねいたします。未だに本問題の解決を見ていないのは、政府の折衝に誠意と努力が欠けていたといふことを考へておつたのであるが、万が一、新聞紙の伝えがごとき対立が介在するといふれば奇怪千萬な話でございまして、これは国会の決議を尊重した閣議決定の表現が大蔵事務当局の独善的なセクト的行為によつて妨げられておると認定せざるを得ない。本決議案通過に當つて、政府の方針として決定すれば現に努力をすると言明し、更に昨年九月十六日における閣議決定に参照した大蔵大臣の立場として、部下統率に甚だ遺憾な点があると思ふが、この点についてはどうであるか。

以上各点について各大臣の率直なる御答弁を要求する次第でございませう。(拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇、拍手〕

○國務大臣(吉田茂君) お答えをいたします。

政府としては院議を重んじてその現の方法について只今研究中であります。又お話のような大蔵大臣の反対云云といふことはございませう。(「そんなことと云つておられません」と呼ぶ者あり) すべて閣議によつて決定しているものであります。(拍手)

〔大蔵事務当局の反対といふことを言つておられるやありませんか」と呼ぶ者あり〕

〔國務大臣小澤佐重君登壇、拍手〕

○國務大臣(小澤佐重君) 千葉君にお答えいたします。

お話のようにこの保険金の積立金運用に関する再開問題は、保険會計の健全化を期するばかりではなく、延いては契約者に利益を均霑するといふ点から、御指摘の通り政府も賛成いたしております。従つてお話のように九月十六日閣議で決定いたしました、閣僚方面と折衝中ではございませうが、この閣議の決定に當りましては、大蔵大臣は勿論のこと、他の閣僚も全部千葉君の主張されるのと同じ趣旨で決定いたしております。その間に政府内部に何らの意見の相違はございませう。ただ千葉君御指摘のように、新聞紙に事務当局が反対だといふような意向がございませうが、私はこれは信じません。而も仮にそういう事実がございませうれば、大蔵大臣は必ず政府の方針通り事務當局を従はせるような方向に努力しているものと私は確信いたします。更に閣僚方面との折衝会談の経過を話せといふお話でございませうが、これはこの場所ですら申し上げることは必ずしも適当じやないと思つておりますから、他の機会に詳しくお話をしたいと存じております。尚、結論だけを申し上げますと、大體閣僚方面におきましては日本政

府の意向を十分了解されていると思ひます。ただ思うに、これと関連しました預金部の再検討といふ点で引つかつておりますが、やがてこういう問題が決まりが付きますれば、必ずや我々の希望する通りの運用再開が可能であると確信いたしております。(拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○國務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。

この問題につきましては、小澤郵政大臣がお答えの通りでございまして、私は何も附加する問題はございませうが、特に部下統率につきましては御質問がございましたから、お答えを申し上げます。本問題は閣議決定通りにやるように部下に言い付けておりました。部下も閣僚方面に了解を得たばかりでございませう。併しその了解がまだ得られませんでしたので、二十一年の一月の最高司令官の覚書によりまして、予算は只今のところはまだ通りに組んでいるのであります。が、両院の決議並びに閣議決定通りにやりたいと努力を重ねている次第でございませう。(拍手)

〔堀江翠君発言の許可を求む〕

○副議長(松嶋喜作君) 堀江翠君。

○堀江翠君 本員はこの際、綱紀厳正に關して緊急質問をすることの動議を提出いたします。

○鈴木直人君 本員は只今の堀君の動議に賛成いたします。

○副議長(松嶋喜作君) 堀君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(松嶋喜作君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。堀屋君。

〔堀屋君登壇、拍手〕

○堀屋君 吉田内閣は第二次組閣以来、日本の民主化を阻止する保守反動内閣と言われ、國際的にも国内的にもその性格につきまして、多くの疑問を持たれておつたのであります。(その通り)と呼ぶ者あり。殊にその背後には、政界、官界のボスや、或いは關商人であるとか、独占資本家の一部の者で結託しておるというようなことが伝えられておつたのであります。このことはすでに土建献金問題であるとか、或いは炭鉱國營問題であるとか、その他の事件によつて明らかになつておるのであります。私が本日ここで以て述べようとするところの幾つかのスキヤンダルも、やはりそれらと一脈相通する性質のものであります。國民としては絶対に許すことのできない問題なのであります。吉田内閣は昭憲獄事件の後を受けて成立したものであります。吉田内閣の崩壊後成立したものであります。従つて吉田内閣は網紀肅正といふことを初めから叫んでおります。選挙の公約にも網紀肅正はその主たる看板の一つであつたと思ふのであります。(その通り)と呼ぶ者あり。又昨年の第五国会におきまして定員法が審議されました際にも、吉田首相は定員法を施行する目的の一つは網紀特に官紀肅正にあるといふことを叫んでおつたのであります。網紀は肅正しなければなりません。曾て中江兆民が、実業家がともすれば政府と結託して巨利を博する、これは実業家では

なくて虚業家である、又そういう虚業家と結んで政府の役人乃至は大官連中はこれ又巨利を博する、これは虚業家の犬であると言つて罵つたことがあります。若しも吉田内閣がその口にするところの網紀肅正を踏み躓つて、そうしてみずから虚業家と結び、官界、政界のボスと結んで網紀を紊亂せしむるものとしたならば、我々としては断乎これを排撃しなければならぬと思ふのであります。(その通り)と呼ぶ者あり。そして、その間にはいろいろの贈收賄事件であるとか、濫職事件であるとか、或いは追放令の違反であるとか、醜いいろいろの事件がこれに關連して起つておるのであります。吉田首相は内閣の首班であります。行政の最高責任者であります。そして又絶對多數を誇る與黨の總裁でもあります。首相としてはこれらの事件に關連して一体どういふ政治的責任をとらうとするのであります。曾て廣川幹事長は昨年、閣僚の一人や二人に疑獄事件が起ろうとも問題ではないといふことを言つております。これは非常に重大な言葉でなければなりません。首相としては閣僚の一人に何らかの過誤があつた場合、或いは一黨員に過誤があつた場合には、首相としての立場、總裁としての立場において、責任をとるのは当然であります。又行政の責任者としては、その部下の官吏の一員に同じような過誤があつた場合においては、やはりこれに対する責任を感じなければならぬのであります。若しこれらの事件が事実と相違しておるということならば、これはその責任を免れようとする国民はすでに大きな疑念を

持つてこれらの事件を見ております。國民のこの疑念を解くために首相としても適當な措置をとられることを私は希望するものであります。勿論事實がないとするならば刑事上の責任は免れましよう。併しながら政治上並びに道徳上の責任はこれを免れることができないのであります。私はこれから二三の例証を挙げまして、そうしてこの網紀が如何に紊亂しておるか例証したいと思ふのであります。

先ず第一に五井産業事件であります。この事件はすでに衆議院の考査委員会並びに法務委員会において問題とされ、目下は本院の法務委員会において審査中のものであります。従つて私はこの問題について具体的に詳細に述べることは遠慮しようと思ひます。併しながら衆議院の西委員会並びに本院の法務委員会の審査によつて判明した一、二の問題について皆さんに申し上げてみたいと思ふのであります。先ず第一に贈收賄、濫職の嫌疑が、客疑が次第に濃くなつて来たといふことであります。吉田首相を初めとして官房長官の増田君、それから代議士の福田君その他の自由党の諸君は、多額の金品を受取つたといふ事実がいよいよ明らかになつて参りました。この多額の金品が贈收賄ではない、政治献金であるといふことになりまして、やはり私は政治上の責任は免れないと思ひます。勿論政治資金規正法の問題にも触れましようし、そうして又増田君その他の自由党の諸君がこの政治献金を收納したといふことによつて、吉田首相にも責任がそこに生じて参らなければなりません。併し警視庁の職員の名が、

それから消防庁の職員の人々がやはり多額の金品を受取つたといふことが明瞭になつて参つておるのであります。これは官吏のやつておることである、内閣の関知するところではないといふような意見を若しも吉田首相が吐くとするならば、先に申上げたように行政の最高責任者としての立場において我々は許すべからざるどころの発言だと言わなければなりません。この点について吉田首相はどのような考えを持つておられるか。

それからもう一つ、五井産業事件に關連して、東京の治安の任務を担当しておるところの警視庁の内部に元特高ボス、追放組でありますこれが暗躍し、贈收賄、濫職の輪転をやつて、或いは犯罪の揉み消し運動をやつておるといふことが次第に明らかになつて参つております。そればかりじゃない。警視庁の人事問題にすら關與したといふことが言われております。そうしてこれらの追放組は警視庁内に抜くべからざるどころの勢力を扶植しておるといふことが言われておるのであります。例へば岡崎某、丹羽某、こういうような人々は常に警視庁内に出入して、そうしてその背後には同じく追放組の横山某、或いは唐澤某がおりまして、警視庁を操つておると言われております。東京の治安の任務を担当する警視庁、これがこのような追放組によつて操られ、而もそれらと増田官房長官が深い關係があるといふようなことが言われるに至りましては、我々として到底これを黙視することができないのであります。追放者がこのような政治活動をする、これは申すまでもなく追放令の違反であります。そうして又日本の警視庁を増田官房長官を通じまして自由党の私物化しようとしておるのであります。よく日本はファッショ化される危険があるといふことを外國の新聞記者は申しておりますが、恐らく警視庁のこの内情を見るならば、我々はこの言葉が必ずしも誣いたものではないといふことをはつきり見て取るこ

とができるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり。

次に金相哲事件、金子相一の事件であります。この事件は昨年の十二月二十八日、東京新聞に初めて現われたものであります。一億一千余万円に上る大詐欺事件に關連しまして、経済事犯や脱税の摘発に關し揉み消しをやつておるといふ事件、並びにその揉み消しに關連して、政界、官界に多額の金品を撒布しておる。特に自由党の水田、花村、佐々木、風間などの諸君が多額の金品を受取つたといふ事件であります。この事件も前の五井産業事件と同じように、自由党の諸君がこの事件の揉み消しを運動したり或いは贈收賄を行なつたといふことであります。やはり同じく網紀肅正の立場から國民としては許し得ないのであります。時間がないので詳しく誰がどうお金を取つたとか或いはどう処分したとかいふことは私は省きます。材料は持つておりますがこれは省いて、とにかくこういうような事件が後から／＼と出て参つておるのであります。

或いは又池田大蔵大臣に關連しましては国有財産拂下に関する不正事件が挙げられてゐるのであります。御承知のように大蔵省におきましては、終戦

持つてこれらの事件を見ております。國民のこの疑念を解くために首相としても適當な措置をとられることを私は希望するものであります。勿論事實がないとするならば刑事上の責任は免れましよう。併しながら政治上並びに道徳上の責任はこれを免れることができないのであります。私はこれから二三の例証を挙げまして、そうしてこの網紀が如何に紊亂しておるか例証したいと思ふのであります。

先ず第一に五井産業事件であります。この事件はすでに衆議院の考査委員会並びに法務委員会において問題とされ、目下は本院の法務委員会において審査中のものであります。従つて私はこの問題について具体的に詳細に述べることは遠慮しようと思ひます。併しながら衆議院の西委員会並びに本院の法務委員会の審査によつて判明した一、二の問題について皆さんに申し上げてみたいと思ふのであります。先ず第一に贈收賄、濫職の嫌疑が、客疑が次第に濃くなつて来たといふことであります。吉田首相を初めとして官房長官の増田君、それから代議士の福田君その他の自由党の諸君は、多額の金品を受取つたといふ事実がいよいよ明らかになつて参りました。この多額の金品が贈收賄ではない、政治献金であるといふことになりまして、やはり私は政治上の責任は免れないと思ひます。勿論政治資金規正法の問題にも触れましようし、そうして又増田君その他の自由党の諸君がこの政治献金を收納したといふことによつて、吉田首相にも責任がそこに生じて参らなければなりません。併し警視庁の職員の名が、

それから消防庁の職員の人々がやはり多額の金品を受取つたといふことが明瞭になつて参つておるのであります。これは官吏のやつておることである、内閣の関知するところではないといふような意見を若しも吉田首相が吐くとするならば、先に申上げたように行政の最高責任者としての立場において我々は許すべからざるどころの発言だと言わなければなりません。この点について吉田首相はどのような考えを持つておられるか。

以来財産税として物納されたところの土地建物などの不動産を一部業者に委託して処分して参つてゐるのであります。東京財務局管内の処分は、これは都不動産株式会社というものが一手に引受けております。この都不動産株式会社の役員は、舟山大蔵省現銀行局長その他の外大蔵省の幹部諸君、東京財務局の職員その他の人々が二十五名の多数に亘りまして不動産会社から賛成を行なつて不当に拂下の委託を受けたという事件であります。この会社の社長と申しますのは、曾て戦争中の蔵相でありました石渡氏の参與官を勤めておりました田村秀吉君という人でありました。この人は目下追放中の者であります。この大蔵省に曾て参與官をしておつたというところから顔がきくので、大蔵省内で暗躍をしたと、こう伝えられております。やはりこの問題も追放令違反に關連した問題だと見なければなりません。もと／＼このような私的機關に對しまして国有財産の拂下げを委託するといふことは、そも／＼そのものが問題であります。業者と官庁との間に必ず何らかの不正が起ることはこれは予想し得られるのであります。また、賛成が單なる賛成ではない、そこに明らかに潜藏を形成してゐるということを見ることもできるのであります。金品の多寡によつてその罪の多寡が決まるのではありません。不正なる事実があれば、當然その不正は不正として糾弾されなければならぬのであります。

す。この日本信託事件というのは、日本信託会社が新らしい会社——日信殖産無盡会社の設立されるに際しまして、これに賛成したところの宮崎通産省政務次官を初めとして、政界、官界に謝礼の名義でやはり数百万円の金品を贈賄したという事件であります。この事件に關係を持つておりますところの者も宮崎政務次官を初めとして自由党その他の代議士、参議院議員諸君でありまして、これ又明らかに綱紀紊亂の一つの例証と申上げなければなりません。特にこの事件には、官界では當時の銀行局長でありましたところの愛知君が關係してゐるということが言われておるのであります。

それから又愛知君と申しますといふと、政府關係資金の預託に關しまして、無盡会社への預け入れについての不正があるといふことも言われております。これは政府關係資金が銀行その他の信託会社、無盡会社に預託されたのであります。無盡会社は預託された数は今日五十幾つになつております。初め大蔵省においてその預託が予想されておつたところの無盡会社は僅か数個に過ぎなかつたといふことであります。が、その間に業者と大蔵省當局との間に何らかの不正行為が行われた、こゝから見られる節があるのであります。やはり官紀の紊亂の甚だしいものであります。申上げなければならぬのであります。

この他にいろいろ問題はあります。であります。私はここに沢山の材料を持つております。これを一々皆さんに申上げることは時間が許しません。これらの事件を通して私共は、吉田首相が内閣の首班として、行政の最高責任者として、又自由党の總裁として、どういふ政治的な責任をとうとするか。それが事実でなかつた場合には責任を免れると言ふかも知れないが、併しながら國民の大多數に疑惑を持たせてゐるところのこれらの事件に對して、首相としてはやはり政治上、道徳上の責任をとるべきではないか。その責任はどういう形において首相はとられようとするのか。並びに法務總裁に對しまして、追放令違反の事実がそれだけの事件に沢山出て参つてゐる、殊に追放組の人々が監視庁に入入してその勢力を扶植してゐる、或いはその他官界、政界に對していろいろの暗躍をしてゐる、どういふ事実が挙げられてゐるのではありませんか。法務總裁はこれらの追放組のどういふ活動に對してどういふ考えを持つておられるか。この二点についてお尋ねしたいのであります。(拍手)

○國務大臣(吉田首相) 答えをいたします。

官紀、綱紀の肅正はこの現内閣としても、又政府として最も重大に考へてゐる政治の一つであります。故に官紀肅正については、内閣としては私の施政演説その他において明らかに申述べた通り、政府としては十分の注意を拂つております。従つて若し官紀を紊亂し若しくは綱紀の肅正に反するといふような事実が明らかにになりましたならば、政府といたしても、私といたしても、責任を回避する考へは毛頭ないのであります。ただここに附加えまうと、世間の風説、噂、中傷、誹謗を因として処分したことはできないものであることを言明いたします。

○國務大臣(堀田俊吉君) お答えをいたします。

犯罪があれば飽くまでこれを追及いたします。併しながら單に風説によりまして大切な檢察を駆使するわけには参りません。人權を最も尊重すべきことは新憲法の精神であります。のみならず檢察のファツション化といふ大きな問題も考へなければなりません。私は十分慎重にいたしたいと考えております。殊に追放令の問題であります。これが今日の占領下におきまして最も大事な問題でありますので、今お話を点につきました。それ／＼十分に調査をいたしておりますから、御安心をお願いしたいと思います。(拍手)

○星野芳樹君(松嶋喜作君) 星野芳樹君。

○星野芳樹君 本日はこの際、所得税の更正決定に關して緊急質問をするこの動議を提出いたします。

○鈴木直人君 只今の動議に賛成いたします。

○副議長(松嶋喜作君) 星野君の動議に御異議ございませんか。

○星野芳樹君(松嶋喜作君) 御異議ないものと認めます。よつてこれより発言を許します。星野芳樹君。

○星野芳樹君(松嶋喜作君) 二月末以来、税務署から更正決定を國民に送附されて以来、國民はこの税金の苛烈なるを今更のこゝと驚き、全国至る所の惡税に對する憤激の増幅と化してゐる状態であり

ともしておらない。例えば三反百姓に對して、お前の所は三反きりないから、手間が空いたから日儲取で三万円くらい取つたらう、そうしてその人が呼吸器疾患で突如日儲取ができないうこと証明書を持つて行つても、税務署はこれを認めない。寡婦の所に、もういふことをかけておる。或いは超過供出をしていないで配給米を買つておる者に、超過供出をしたらうとて税金をかけ、而も村長の証明も認めないといふようなことをやつておる。更に追徴税、加算税をかけておるが、これに對して税務署の更正決定を何月何日まで認めなければ追徴税、加算税を考慮する、恰かも脅迫のこととをいふか。更にこうした惡税が最も甚だしいのは群馬県下高崎、前橋、伊勢崎、桐生の地区であり、これは政府の一部の者が煽動しているなどと言っているが、突如昨日は高崎税務署に入千人もの民衆が押しかけておるの、突如一部民衆といふのではなく、誠にこの税金が突如に不当に……全く不当であるといふ証憑である。個々の地帯に至つては、恐らく更正決定を全く撤回するような政治処置をとらざる限り暴動も防ぎ得ないといふ事情にあるに於いて、これは大蔵大臣は如何なる処置をとるつもりであるか。更にこの税金を取るに當つて、取れないので差押えをしてありますが、その差押えが誠に國民を苦しめる方法の差押えをして、例えば群馬県佐波郡の豊受村においては、軒並み差押えてしまつた。これは税法によつて税具は差押えてはならないといふことがあり、税具

の下に敷く塵といふものは準必要物資として考慮すべきものを、これを無理に差押えたといふ現状、又同じく群馬県の利根郡には牛の足一本差押えたといふ、シャイロック、シエックスピアの劇のよきな珍事件が起つておる。これは千五百円の差押えに對して牛を差押えたと言つたので、農民が不当を喝らしたところ、それがや牛の足一本差押えと言つた。これは国税徴收法第十七條によつて、牛とか、必與農具とか、飼料とかを差押えようと思つたときには、納税者は外のものを提供できるといふ法律があるに拘わらず、これを税務署は教えない。國民の無智に乘じて、こうした嫌がらせをするといふことは誠に怪しからん次第であり、更に家の差押えなども軒並み出ている。今日の新聞に日比谷の責任者が平尾さんが家を差押えられたといふことが出ておりますが、平尾さんのみならず、しがない商店や農家で家を差押えられておるのが沢山あります。またまた今日新聞で拜見いたしますと、池田蔵相は家主から立退きを要求されておりますが、その居住権を主張して頭張つておられるようであります。池田蔵相は税金から取つた官宅もございませうに、こうして頭張つておられるところを見ると、我々國民の中で商店や農民の者が家を差押えられた場合には、居住権は飽くまでも頭張つていいことが当然至当であるといふことが言えると思ふのでありますが、この点の見解を伺いたいのであります。更に前橋の税務署の署長が、納税について百姓が金がないことは分つておるが、これは中央金庫

から納税資金を融通することになつたといふことを言つておるが、これは恐らく農業者手形を出すのでしよが、そうした納税に對して農業者手形を切るというやうなことが法律上できるものか。更にやうなことは會ての封建時代のごとき、農民は借金金の金縛りにしたあの農村状態を再現するものであつて、誠に惡政と言ふべきものか。昨日も高崎の税務署に八千人の農民が押しかけたが、これはまあ日の丸の旗を先頭にしたくらいで、誠に緩和な農民であるのに抱わらず、武装警官を三百人も動員して、どういふことかピストルまで持たせた武装警官を動員し、このために小ぜり合ひを生じたといふ事件まで起つておる。そうして伊勢崎の税務署にはバリケードを作つて、全く税務署をして國民の怨府と化せしめておる。かういふ状態をこのままで放置すべきであるか。更にこの地帯においては、民衆は極めて自衛してゐるが、腹の底には非常に深刻なるものを持つておる。昨日のデモには、漢人形で、この池田蔵相と山口税務署長の漢人形を作つて、短刀を腹へ突き刺して血が流れておるやうな漢人形を持つて来たり、それから黒服院吸血大居士といふやうな位牌を捧げた人達も来ている。そうして彼らの口々に言ふことを聞くとおると、高崎の局間に、明治維新初期に高崎五万石騒動といふのがあつて、この当局の苛徴請求に對して大示威運動をし、その指導者が木戸孝允だつたか大久保利通に直訴しよつたとして、各村の代表者が斬られた事件がある。これを今日も農民

が言つて、高崎五万石騒動のときには天祥棒に税金がかけられたが、薬まではかけられなかつたと言つて非常に憤慨して、この先輩の遺志を継ぐといふことの決意を表明しておる。この事態を見るたびに、政治的手段によつてこの更正決定をこうした惡税地帯に對しては全面的に撤回するやうな政治的手段をとらなければ、税務署員の生命は全く保障できないといふことを警告せざるを得ない。時にたま／＼池田蔵相はアメリカに行くとか言われますが、かういふ問題を解決せずして行くのなら、國民はこれは日本にいたたれずして亡命したと解釈するであらう。まじやう。(笑聲)まあ國民がその解釈しても平氣か知らないですが、政治的良心として、かかる事態を如何に對処するか、これについての池田蔵相の責任を問ふ次第であります。

(國務大臣池田勇人君登壇、拍手)
課税は適正公平でなければなりません。又税務行政は飽くまでも懇切丁寧でなければならぬのであります。課税が不適正でありましたならば直ちに訂正いたします。又行政に懇切丁寧がなかつたならば注意を與えたいと考えております。で、数多い中でありまして、それは間違ひの点もあると思ひます。政府は早急に苦情処理機關或いは紛争解決機關を四月から設けまして、納税者のお氣持を十分酌んで行き、誤まりのないやうにしたいと考へておるのであります。従ひまして全面的に更正決定を止める、更正決定を取消すといふことはしませんが、間違つたものに對しては直ちに訂正するやうにしたいと思ひます。

尙、納税資金の問題でございまして、一昨年までは納税資金に對しての金融は差止めおつたのであります。が、昨年来納税資金の金融も十分圓るやうに指令を下しておる次第であるのであります。(拍手)

○星野芳樹君 まだ時間が残つておりますから、再質問をいたします。

○副議長(松嶋嘉作君) 一分残つておりますから、簡単に……

○星野芳樹君 ところでやりましたやうか。

○副議長(松嶋嘉作君) どうぞ。

○星野芳樹君 納税資金をやるかやらないかといふことを聞いたのでなく、これは法規的にどういふものか、それからこれが農村を封建的に借金地獄で農民を身動きできない奴隷化する原因にならないかどうか、これに對する見解を伺つたのです。それから差押えに對して、居住権と所有権とが違つておるかどうか返事がないし、それと疊を差押えたこと、牛の足一本差押えたこと、これに對して何らの答へがない。それから追徴税、加算税について、これは分らなかつたやうですが、税務署の更正決定に、何月何日まで税務署の更正決定を認めた者には追徴税、加算税は考慮しますといふことが書いてあつて、暗に國民の正当な權利である再審査要求をした者には追徴税、加算税を差押けるといふものであり、これは確かに脅迫的手段であり、税金取立は脅迫を以てしてはいけないう刑罰にも触れるものと考へるものであるが、それに対する所見は如何かと

いうことを質問いたします。

○國務大臣(池田勇人君登壇、拍手)
お答えが不十分で誠に恐縮に存じます。納税資金を納税者に融通したからと言って、これは奴隷化するものではないのであります。(借金の利子が付くでしよう)と呼ぶ者あり。課税が適正に行われ、そうして金融上、納税に納めることが困難な場合に、納税資金を融通することは当然であると考えております。差押えと居住権の問題は別個の問題でございます。差押えはその納税者の所有にかかるとして差押えするものであります。而して差押えの目的は心理強制でございまして、使用収益を差止めるものではないのであります。差押えを差押えするの目的は、使用収益を差止めるものであります。(牛の足)と呼ぶ者あり。

次に一定期間までに納税されたり或いは申告なき場合は、追徴税、加算税を取止める、いたさなというところは、行政上の問題でございまして、威嚇でも何でもないと思はれております。(牛の足)と呼ぶ者あり、(笑)

○内村清次君発言の許可を求む
○副議長(松嶋喜作君) 内村清次君。内村清次君。本日はこの際、同鉄に對する仲裁委員会第二次裁定に關する政府の態度について緊急質問をすることの動議を提出いたします。

○鈴木直人君 只今の動議に賛成いたします。

○副議長(松嶋喜作君) 内村君の動議に御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(松嶋喜作君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。内村清次君。

〔内村清次君登壇、拍手〕

○内村清次君 国鉄に對する仲裁委員会第二次裁定を含めまして、裁定制度そのものにつきましても政府の態度についてお聞きしたいのであります。即ち政府が第一次国鉄裁定の拒否、更に東京地方裁判所判決の上訴、及び今回の専断公社裁定の承認など、その一つ一つを参りました態度につきましては、全くそこには理論的な一貫性が欠けられておりました。その場その場の御都合主義で終始いたされておるところにつきましても、国民輿論は勿論といたしまして、私も大いに不満があるものでございまして。法の權威から申しまして、私は政府の所信をこころで實して置きたいのであります。即ち第一次国鉄裁定の全額支拂を拒否いたしましたに際して、政府は国鉄に對しては、臨時給與を支給することはできない、これは全般的に波及するから不可能であると申したのであります。今回の専断公社裁定全額支給に際しましては、池田大蔵大臣、増田官房長官のいずれも、公共企業体の生産的経営と職員の労働條件と公務員の勤務条件とは必ずしも同一ではございません、その取扱は別個である、とみずから前言を翻しておられるのであります。私は遅延しながら政府がこの点につきましてもお気付きになりましたことは異議はありませぬ。更に又第一次国鉄裁定が国会に付議されんといたしましたときに、我が党を初めといたしまして、野党各派がいずれも裁定案そのものを国会に付議する

必要はなく、ただ公労法第十六條により国鉄で賄う以外の予算の流用についての財源の可否を国会で審議すればいいのであると主張いたしましたことは、皆さんよく御記憶に新たなことであると思存します。然るに政府は衆議院與黨の絶對多数を以ていたしまして、強引に裁定そのものの可否を決めたいと、公正なる裁定制度を蹂躪した、この不当な政府の態度につきましても皆さんよく御記憶のことでありまして。参議院は正しく全額支拂を決議いたしましたにも拘わらず、一方的に衆議院の決議のみを取上げて国会の承認はなかつたとしておられるのが現在の政府の態度であります。然るに今回の専断公社裁定につきましては、当然のことではあります。全額支給をいたしまして、而も一度国会に予算上、資金上流用不可能なりと国会に提出いたしました案件をそのまま撤回するなどという行為をなしておるのであります。これでは裁定そのものの可否は国会で審議する必要なしという野党側の法理論をそのまま行なつておるといふことでもありまして、いかなる政府の如何にも矛盾した、一貫性のない、そして非自主的な態度があり、と見えておることを私はここに指摘したいのであります。

そこでお聞きしたいことは、第一に、この国鉄第二次裁定が明日二十五日を以て、公労法に決められておりますこと、十日間の期限で政府は予算化する義務を持つものであるという点であります。これに對しまして政府は如何なる態度に出られようとしておるか、その点を具体的にお

聞きたいのであります。加賀山總裁は、すでに新聞に発表いたしました、七十億近くの財源を借入金によつて第二次裁定に服従すると言つております。私はこの公社總裁が、いかなる法的考へからいたしましたか、これを尊重する意味からいたしましたか、当然であると思存いたします。又公社總裁はこの借入金につきまして、いかなる監督官であるところの運輸大臣及び大蔵大臣に申請をいたしておると思存しますが、この点につきまして運輸大臣並びに大蔵大臣はどう扱つておられるか、又本間に申請したのであるかという点につきましてもお話を承りたいのであります。然るに裁定には、財源が国鉄公共企業体の経理、予算の枠内であるというところを明示しておるものであります。即ちその裁定理由の第二の経理状況におきまして、経済九原則の建前から相当詳しく検討いたしました結果として、次のようなことを言つておるのであります。即ち「長い間低物価政策によつて抑えられていた貨物運賃は、ともかく災害を償う程度の値上げが本年一月から実施され、定員については昨年七月の整理により十万人が削減され、その結果、昭和二十五年年度予算案においては、従来の特殊事情が大体解消されたものといつてよい。今昭和二十五年年度の予算案を昭和二十四年度実行見込と対比するに、運輸収入は約二一%、二百三十二億円の増加であり、赤字三十億から黒字百八十三億円の改善される見込である。人件費については、行政整理による九万六千余人の人員減の結果、基本給において十九億二千百万円の節約となり、退職手当

については四十五億五千万円程度から五億二千百万円程度に減少するから、差引四十億三千万円の余裕となり、その他を含め人件費総額は七十一億円の節約となる。」といふことを言つておられます。このように人件費の節約が七十一億もなされておることにより、先ず我々は注目しなくてはならないのであります。又「収入面については、二百三十億円を超えるところの運輸収入の増加」といふことは、一般会計の繰入金の減三十億、雑収入の減十億、これを差引いて百九十億円となつた、これが大部分特別補充取替費の百八十二億に充當されておる」といふのであります。ここが即ち問題であります。戦後自己資金によりまして工事の全然なかつた時代に比しまして、初めて一挙に百八十二億の多額の支出をされておる。それ故に裁定理由書では、その他の修繕費の項目を合計いたしました、資本的支出と人件費との間に多くの不均衡があるといふことを指摘されておられます。この点から財源の点をも併せて考えまして、そうして低めではあるが八千二百百万を公正な裁定であるとして、今回の裁定が出たのであります。勿論労働組合はこの点から見ました見地にございましては、これは不満はあります。併しながら裁定を尊重してこれに服しておることも御承知の通りであります。更に国鉄に限らず日本経済全体すべて人のため国のためにあるところの国鉄であり、日本経済でありまして、又現実に国鉄を動かすもの、又この資金改訂を一日千秋の思いで待つておるところの働く労働組合の人達、従業員であります。特に

四三一

二十四年度において十万人に及ぶ整理の結果、まず／＼職員一人当りの仕事量を増加せしめてゐる点は見逃し難い」と裁定理由書におきましても「これ」を強調されておるのであります。政府のいうところの高効率の言葉は正に国鉄従業員に当てはまるものであります。賃金が、併しながらこれに報つてに実質的資金の切下げです。同時に又これに何ら即ち報いていない。今日まで法廷闘争の枠内におきまして、実力行使も行わずに、そうして涙を呑んで服従しておりますと、そのころの国鉄従業員であります。以上のごとく、その財源の点におきまして、理論上にも、実際上にも、又道義的な情の上にも、実際上にも、第三次裁定は絶対行はるべきものであると私は存するのであります。これは如何なる態度に出られるのであるか、拒否せられるのかどうか、この点について詳しく承わりたいのであります。

更に「お聞きしたい。二十二年の定例開議で年度末臨時給與としたとして、一人当り約六百円の支給を行うと、これを大きく宣伝をしておられるようでありますか。これは一体何のためのものですか。第一次国鉄裁定の残額さえも支拂わないのに、第二次裁定の代りといいたしまして、このような見えて透いた一時金で当面を糊塗するやうに政府は今の事態を甘く見られておるのだであつたなら、その不明と非常識及びその不徳義は限度を越えたものであると言わざるを得ないのであります。一人当り六百円というものには、如何なる根拠で、又如何なる計算で、何の目的で出すものであるか、これをお聞きしたい。更に第一次裁定に対するところの東京地方裁判所の判決の一部を御承認になつて、これを支拂ひに出来るのであるか、この点につきまして法的並びに内容的に詳細に御答弁を要求いたしますのであります。」

次に大蔵大臣にお伺いいたしますが、即ち第二には、給與改訂は消費インフレを惹き起して、ドッジ・ラインに抵触するというところの政府の御見解は今も尚持つておられるかどうか。

池田蔵相と官房長官もとき／＼悪い出したように貨金と物価の悪循環なるインフレ時代の物真似を申し立てられるのでありますが、併しこれに對しおられるは一般世論は冷笑しているのであります。即ち財政金融上紙幣が増発せられて、これが過剰購買力となるので消費インフレが進行いたしてゐるのであるといひましたしなれば、貨金ベースの改訂というものが、或いは物価に若干の影響を及ぼすこともあり得るかも知れないのでありますけれども、併し現在はそのどころか、全くそれと逆に一千二百億というような債務償還をなさうとしてゐる。同時に又デフレ予算によりまして、今でも有効需要は減退をいたしましたので、商品は相対的過剩となつて、デフレはますます深刻化しようとしてゐるのであります。このような事情におきまして、均箇予算の枠を少しも弱さずに給與ベースの改訂が若干行われましたと言ひましても、貨金と物価の悪循環もインフレの懸念

デフレ恐慌状態を万分之一でもこれを緩和して、そうして景氣を回復する一助となつて、日本經濟に好影響を與えるものであると思つてあります。この点で考へておられるか。現に滞貨処理とか或いは又証券対策に多量の資金放出に苦慮したしておりますところの政府が、給與ベースのみにドツジ・ラインを盾に取りまして拒否されていることは、全く矛盾であると言わざるを得ないのであります。この点大蔵大臣はどのように考へておられるのか、お聞きしたいのであります。

更に政府は、先に給與ベース改訂はしない代りに実質賃金の充実に努力すると言われたのであります。我が見た場合では、今後實需再評價、固定資産税、附加価値税などの悪影響は電力及び家賃、公価の大幅の値上りををもたらしまして、闇価格の値下りを却つて相殺してしまふ、こういうことは明らかであります。ここで再びその見通しにつきましては、こういう生うな即ち物価騰貴の現象、いわゆる生活を圧迫するものは生じないかどうか。この見通しについても大蔵大臣の

責任ある御答弁をお願いしたいのであります。最後に吉田総理大臣にお聞きしたいのであります。が、総理は依然として待遇改善、厚生施設の充実によって、そして実質賃金の充実を図つて、給與改訂は行われないという答弁を機械的に繰返しておられるのであります。この実質賃金を何らかの方法で充実するという、何らかの方法、即ちこの具体化の問題につきまとしてお示しを願いたい。いろいろ聞くところによりますと、号俸引上げはむずかしいから、公務員への特別手当を年四回支給することも考慮中であるということであります。若しその一回の支給額が言うところの一人当り六百円であるというのでありますとしたならば、それこそ誠に笑止の至りであると言わざるを得ないのであります。かかる欺瞞的な手段で一時を糊塗せんとするの余り、常に政策に一貫性を欠いて、社会問題や運法問題を政府みずから起して、勤労大衆の支持

を失墜し、失脚しておるのであります。が、何故に総理のいわれる政治力を発揮して、強くデフレ・ラインの変更に御努力なさらないのであるか。もつと抜本的な、まじめな努力を盡さないものであるか。我々にとつて誠に苦しいところでございませう。例えば巨額な債務償還は財界に至るまで一致して反対意見が多いのであります。この国民輿論を背景としたしまして、もつと自主的の態度をとられたならば、目下急速に下降しつつあるところの自由党の人氣も、或いは持ち直すことができますと私達は考え、又これが国家経済のためにも誠によき結果をもたらすものであると存ずるのであります。かかる抜本的な措置をとらずして、そうしてこの給與改訂の問題にいたしましたも、これも解決をしないという御態度につきましては、我々はどうしてもこれは賛成することはできないのでございませう。いわゆるこれを早く急速に解決するために、政府はデフレ・ラインをみずから放棄してしまわれる、こういうような態度をとられんことを我々希望するのであります。いわゆるこういうような御態度であるといいたしましたな

らば、民主的労働組合の三月攻勢は、より広く全勤労者のいゆる政府攻撃となり、更に国鉄労働組合の合法闘争が、その合法の枠の中において、も相当の突力あるところの対抗手段とられることも予想できるのでございます。

このような事態は、これは、かくまでも忍耐をいたしておりましたところの生活権組合の当然発揮すべきところの生任が政府にあることは誰が見ても明らかであります。国鉄規定は、法の権威におきまして、社会道義といたしまして厳守されるべきものであります。且つ又それが厳守される条件を確然として持つておるものであります。何ら無理のないところであります。均衡予算の枠の中で十分に賄い得るところの――

○副議長（松嶋喜作君） 内村君、時間来ております。

○内村清次君（統） 方途を示しました。国鉄第二次裁定の問題につきまして、

頂きたいのですが、私はここに質問した
たのでございますが、今後の解決策
といたしまして総理は如何なる方策を
持つものであるか。特に具体的に詳細
に御答弁をお願いしたいのでござ
います。(拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇、拍手〕

○國務大臣〔吉田茂君〕 内村君にお答
えをいたします。

鐵々御意見は承りましたが、政府
といたしましては一定の方針、経済財
政政策を以て予算案を編成いたしました
であります。公務員の賃金ベースにつ
いては、しばし申す通り、私といた
しましてはも成るべくその向上を図りた
いと考えておりますが、これは一般
財政に關係いたしておりますから、今
日只今変更いたす考へは、しばし申
す通りでございせん。詳細のことは
主管大臣からお聞きを願いたいと思
います。(拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○國務大臣〔池田勇人君〕 鐵々御質問
あつたようでございますが、重點的に
拾つてお答え申し上げます。

先ず政府は国鉄に六百円を出すかと

うかという問題であります。出すとすれば根拠は如何というのであります。六戸内を出すことに決めておられます。新聞には出ておりましたが、政府としては決めていないのであります。尙又国鉄の第二次裁定については、只今検討を加えておるのであります。次に賃金ベースを変えても物価に影響ないと思うがどうかというお話でございますが、私は人事院の勧告通りに賃金ベースを変えますと物価に相当の影響がある、賃金と物価の悪循環を来すと私は信じておるのであります。従いましてベースを変えることは只今のところ考えておりません。

次に御質問の中におりましたように、予算を賄えないで賃金ベースのことを考える気はないかというお話でございますが、私は予算が通過しましたら、そうして実行上余裕が出て参りましたならば、公務員の方々の実質賃金は勿論、或いは昇給その他につきましては待遇改善に努力したいという気持ち

れないことであると思っております。

次に資産再評価とか、或いは補給金水準の評価とか、或いは物価は上つて来るにやないかというお話でございまして、が、併し資産再評価については物価には影響させないような再評価で行きたいと思ひます。又補給金を削りましても全体の物価水準は動かない。委員会等では、物価は下る、こういうような議論がありますが、私は資産再評価をしたら補給金を削りましても一般物価水準は動かない、横這いを続けて行くと考えております。(拍手)

〔國務大臣大原實三君登壇、拍手〕

○國務大臣〔大原實三君〕 内村君の御質問の要点にお答えいたします。

先ず昭和二十四年度の国鉄の予算の残額から平均六百円を支給する問題でありますが、国鉄の総裁といたしましては目下二十四年度の予算の残額の計致の整理中でございます。そうして総裁はなにがしかの金額を従業員に分配してやりたいという希望を私の所に申

四三三

カニエ邦彦君	小泉 秀吉君
千田 正君	太田 敏夫君
藤田 芳雄君	青山 正一君
森下 政一君	川上 嘉吉
低々木良作君	梅津 錦一君
三好 治朗君	米倉 龍也君
河崎 ナツ君	木下 源吉君
岩男 仁藏君	駒井 藤平君
岡村文四郎君	
内閣總理大臣	吉田 茂君
外務大臣	吉田 俊吉君
法務總裁	殖田 勇人君
大藏大臣	池田 勇人君
通商産業大臣	大屋 晋三君
運輸大臣	小澤佑重喜君
郵政大臣	鈴木 正文君
電気通信大臣	青木 孝義君
労働大臣	増田甲子七君
國務大臣	
政府委員	
法務政務次官	牧野 寛榮君
外務政務次官	川村 松助君
外務事務官	島津 久大君
(政務局長)	
運輸事務官	石井 昭正君
逓信事務官	
鐵道部長	金丸 徳重君
郵政事務官	寺本 廣作君
易保險局長	
労働基準監督官	
(労働基準局長)	

一、委員会の決定の理由
この法律案は大蔵省預金部特別会計の昭和二十五年年度における歳入不足を補てんするため、一般会計から繰入れよとするものである。計から繰入れよとするものであつて、やむをえないものと認めらる。

二、事件の利害得失
本法律の實施によつて、大蔵省預金部特別会計の運営を円滑にする利益がある。

三、費用
本法律の實施によつて、一般会計から大蔵省預金部特別会計に三億二千三百二十六万七千圓を限度として繰入金をしなければならぬ。

審査報告書
開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるため的一般会計からする繰入金に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月十日
大蔵委員会理事 黒田 英雄
参議院議長佐藤尚武殿
多数意見者署名
藤井 丙午 伊藤 保平
玉屋 喜章 木内 四郎
高瀬莊太郎 平沼鶴太郎
森下 政一 油井賢太郎
西川基五郎 木村禮久郎

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるため、昭和二十五年年度において一般会計から繰入金を上よりとするものであつて止むを得ないものと認めらる。

二、事件の利害得失
本法律の實施によつて農地の開拓者に対する開拓上必要な資金を円滑に貸付し得る利益がある。

三、費用
本法津貼実施によつて一般会計から十一億八千九百八十万円を限度として繰入金をしなければならぬ。

審査報告書
国民金融公庫法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多致意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年三月九日
大蔵委員長 栗田 英雄
代理理事 天田 勝正
参議院議長佐藤尚武殿
多致意見者署名 玉屋 喜章
油井賢太郎 森下 政一
木内 四郎 小宮山常吉
西川甚五郎 川上 嘉
米倉 龍也

一、委員会決定の理由
国民金融公庫の資本金を十二億円増資して三十億円にしようというのであつて、適當な措置と認めらる。

二、事件の利害得失
この措置によつて、国民金融公庫の融資を円滑ならしむる利益がある。

三、費用
昭和二十五年度政府関係機関予算に十二億円の政府出資金が計上されてゐる。

審査報告書
証券取引法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多致意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年三月九日
大蔵委員長 栗田 英雄
代理理事 天田 勝正
参議院議長佐藤尚武殿
多致意見者署名 玉屋 喜章
油井賢太郎 森下 政一
木内 四郎 小宮山常吉
西川甚五郎 川上 嘉
米倉 龍也

要領書

一、委員会の決定の理由
投資者保護のために、証券取引法の規定により提出される財務諸表の基準を定める権限を証券取引委員会に與え、これらの財務諸表に対する公認会計士による監査証明制度等を実施しようというのであつて、適當と認める。

二、事件の利害得失
この措置によつて、証券業の健全化並びに投資者の保護を図り得る利益がある。

三、費用
この法律の施行のために、別に費用を要しない。